

政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。 このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営 政8-1-2：地震保険の普及 政8-1-3：地震保険検査の実施
---------	---

政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価理由	施策8-1-1について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 また、施策8-1-2については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報、広報誌等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 さらに、施策8-1-3の地震保険検査実施先数については、実績として5社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
------	--

政策 の 分 析	(必要性・有効性・効率性等) 地震保険法第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。
	(令和5年度行政事業レビューとの関係) 地震再保険事業 「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との、令和3年度における外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。(事業番号0052)

施策 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保	
	目標 大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。 (目標の設定の根拠) 地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。	
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 8－1－1に係る参考情報

参考指標 1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高（単位：億円）

	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
政府	16,970	18,970	19,909	19,645	19,957
民間	2,260	2,471	2,555	2,467	3,422

（出所）財務省ウェブサイト「令和6年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2024/sankoushiryoutokkai2024.pdf

参考指標 2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）（令和4年度末）

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	826,110	1,289,404
2	平成28年熊本地震	平成28年4月14日	215,642	390,894
3	福島県沖を震源とする地震	令和4年3月16日	320,920	265,427
4	福島県沖を震源とする地震	令和3年2月13日	245,982	250,905
5	大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	159,369	124,831
6	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	65,427	78,346
7	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	73,871	53,613
8	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	31,018	32,414
9	宮城県沖を震源とする地震	令和3年3月20日	23,529	18,938
10	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	22,066	16,973

（出所）日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

施策	政 8－1－2：地震保険の普及		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組		
	目標	財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和2事務年度）」や、第46回行政改革推進会議（令和3年12月9日）の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	関東大震災の発生からちょうど100年となる「防災の日」（令和5年9月1日）の閣議後記者会見において、財務大臣から、関係省庁と連携しつつ地震保険の更なる周知の徹底に努める旨の発言を行いました。また、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報、広報誌等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。さらに、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報、広報誌等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政8-1-2に係る参考情報

参考指標1：地震保険の普及率等の推移

（単位：％）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
普及率（注1）	33.1	33.9	34.6	35.0	35.2
付帯率（注2）	66.7	68.3	69.0	69.4	69.5

（出所）日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

（注1）世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したものの。なお、令和5年度については令和6年1月における暫定値であり、確定値については、令和6年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

（注2）当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したものの。なお、令和5年度については、令和5年2月から令和6年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和6年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政 8－1－3：地震保険検査の実施						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移						(単位:社)
	年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
	目標値	5	5	4	4	5	○
	実績値	4	2	4	4	5	
	(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。 (出所) 大臣官房信用機構課調 (目標値の設定の根拠) 地震保険の引受けを行っている保険会社等（令和5年7月時点：27社）のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、令和5年度は5社を目標値とします。 (目標の達成度の判定理由及び判断基準)						

	令和５年度は、令和４年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、引き受けている保険契約の内容に関する確認状況等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、地震保険におけるデジタル化に対応した検査を進め、効果的・効率的な検査を実施しました。 実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	５社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和３年度	４年度	５年度	６年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	107,343,635 (注１)	109,943,042	108,893,095	113,243,292
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	107,343,635	109,943,042	N. A.	
	執行額（千円）		128,948,083	74,508,016	N. A.	

（概要）

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

（注１）令和３年度において、特別会計予算予算総則第19条第１項第２号の規定により、再保険費（69,215,716千円）を増額しており、増額後の金額は、176,559,351千円となります。

（注２）令和５年度「繰越等」、「執行額」等については、令和６年11月頃に確定するため、令和６年度実績評価書に掲載予定。

（注３）令和２年度から、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料配分を変更しています。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
--	------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構）
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年８月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。また、地震保険制度等研究会を開催し、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行いました。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやＳＮＳの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。
------------------------	---

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和６年６月
-------	-----------	----------	--------